平成２９年（フ）第１００号
福島県いわき市平泉崎字花輪20番地の２　市営住宅２－５
債務者　稲葉　和美
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３２８号
茨城県那珂市菅谷859番地３　エルディムトビタ201号
債務者　内田　雅人
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５６号
茨城県水戸市堀町1153番地の６　ファミール・リバティ205号
債務者　黒木　信也
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３７５号
茨城県鉾田市玉田542番地
債務者　藤枝　勝也
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３７６号
茨城県水戸市元吉田町1775番地の10　２階
債務者　羽石　和子
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９１号
群馬県みどり市笠懸町阿左美632番地１　トミーフレアＦ－101
債務者　小林美智子
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２４１号
金沢市大額３丁目126番地２、従前の住所金沢市八日市５丁目585番地
債務者　小高　悦子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７１号
山梨県上野原市上野原1038番地
債務者　山口　元治
１　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
静岡県下田市河内131番地　高根荘５号
債務者　永田　泰則
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１３７６号
名古屋市南区扇田町23番地　扇田グリーンハイツ　305号、従前の住所名古屋市南区呼続４丁目11番20号　コーポ近藤　101号
債務者　米丸　一美
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９７号
名古屋市北区大杉１丁目16番28号　メゾントモナリ201号
債務者　川島三樹夫
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７４号
名古屋市中村区岩塚町字郷中104番地
債務者　河野　勝義
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７７５号
名古屋市中区新栄２丁目９番21号　ライオンズマンション新栄503号
債務者　河野　宗彦
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿2117番地51
債務者　世古　五味
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第３６号
三重県尾鷲市坂場西町26番34号
債務者　山城　基代
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第１６０号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本815番地180
債務者　中澤眞奈美
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８６９号
広島市安芸区瀬野町2759番地407
債務者　フロレス　エスコベド　マルコこと
ＦＬＯＲＥＳ　ＥＳＣＯＢＥＤＯ　ＭＡＲＣＯ　ＡＮＴＯＮＩＯ
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部